

平成20年9月1日

川崎市介護支援専門員連絡会
会長 小川 眞悟 様

川崎市健康福祉局
長寿社会部長 岡本 隆

介護保険制度の見直しとその準備に対する介護支援専門員連絡会
会員から寄せられた意見等について (回答)

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
平成20年8月4日付けで報告のありましたことについて、別紙のとおり回答いたします。

川崎市健康福祉局
長寿社会部介護保険課 担当
電話 044-200-2678
E-mail:35kaigo@city.kawasaki.jp

川崎市への要望

川一1 医療機関との連携システムについて

【提言】 入退院を繰り返す利用者への継続的な支援が実現するよう、川崎市病院協会との意見交換会等の設定をお願いしたい。

【回答】 入退院を繰り返す利用者への継続的な支援のためには、開業医との連携を中心とした意見交換会のような場の設定等を通し、スムーズな連携が求められるところです。

病院協会では現在介護保険を主に担当する委員会はなく、地域医療・介護等を課題とする部署としては、「救急・地域医療委員会」の「地域連携対策部会」が該当するとのことです。

各病院では、地域等との連携を担当する部署があり、個別事例については担当部署を通して連携することが可能と考えられますが、現在のところ、病院協会としては連携担当部署の連絡会は開催されておられません。

意見交換会の開催に向けて「地域連携対策部会」等との調整を依頼しながら、御協力を頂けるよう努めていきたいと思っております。

病院協会との連携強化のために今後も行政として協力していきたいと考えております。

川一2 区役所の相談機能の強化について

【提言】 区役所の相談機能を強化してほしい

【回答】 区役所の高齢者支援課相談窓口は、主にケアマネージャー・看護師等の有資格者や福祉関係職場を経験した市職員OBなどを非常勤職員として配置しておりますが、職員の入替わりの時期の関係や介護保険についての経験が乏しい者の配置があった際に、御指摘のようなケースがある場合も想定されます。市におきましては、市全体の新任職員を対象とした研修等を実施しており、また、区においても、独自に学習会等を行っておりますが、窓口対応時に利用者に誤った情報を伝えたり、混乱を招くことがないように努めてまいりたいと存じます。

川一3 介護保険制度の市民への周知について

【提言】 介護保険制度に関する正確な情報を、保険者として分かりやすく市民へ周知するよう具体的な対策を講じてほしい。

【回答】 平成19年度川崎市高齢者実態調査によれば、一般高齢者について、74.2%の方が「介護保険について知りたい情報がある」という結果が出ております。介護保険制度の内容につきましては、市政だよりでの広報や1号被保険者になった方に対してガイドを同封するなどにより周知を図っているところですが、実際は利用したい時に初めて詳細な情報を知りたいと思うことが大半であると考えられます。区役所において、新規申請に訪れた利用者の方に対して、制度の分かりやすい説明をすることに努めているところではございますが、なお一層、その方の利用できると思われるサービスの情報を正確・適切にお伝えするよう努めてまいります。

区の職員が地区の民生委員など、関係者の会議等に出席し、介護保険制度の説明をすることなどは行っておりますが、小規模な市民説明会の開催ということにつきましては、場所の確保、広報の関係、説明会に対するニーズの把握、職員派遣等のマンパワーの問題などを考慮すると、費用対効果という点で現状では実施は困難かと思われます。

しかしながら、本市には、市政についての御理解を深めていただくために、市民の方々がお集まりの場所において、市政情報を提供させていただく「出前講座」という制度がございます。もし御要望が多いようでしたら、介護保険制度についての説明も市政情報提供の一環として、今後この講座に加えることも検討してまいります。

川-4 閲覧請求書による申請・受け取りについて

【提言】 ケアマネージャーの専門性を考慮し、事業所単位での申請・受け渡しも可能となるよう、同一事業所内でのケアマネージャーへの委任を認めてほしい。

【回答】 閲覧請求の扱いについて、個人情報保護の観点から御配慮いただき感謝いたします。川崎市では、個人情報保護条例により個人情報保護の取扱いについて、特段の注意を促しています。そのため閲覧請求にあつたても細心の注意を払っていただけるよう、担当のケアマネージャー個人に、その取扱いを委任させていただいています。

ケアマネージャー個々の書類のやり取りで、事務の効率化が妨げられるという事情も考慮し、他都市での状況等も考慮しながら検討を要するため、当面は、御協力いただくようお願いいたします。

市・県・国への要望

市・県・国—1 居宅介護支援費の算定要件拡大について

【提言】 当該月に介護保険サービス提供実績がなくても、入退院・入退所支援実績があれば報酬請求できるよう、居宅介護支援費の算定要件を拡大してほしい

【回答】 居宅介護支援費につきましては、老企第36号（平成12年3月1日）第三-1-5（サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合）において、「サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。」とされております。

ご要望の件につきましては、確かにケアマネジャーとして重要な役割ではありますが、一方で、利用実績がない場合における、入退院・入退所支援を評価することと他の支援内容との均衡性、また、実際の請求方法を鑑みると、算定要件として拡大することは難しいと思われませんが、川崎市といたしましては、大都市介護保険担当課長会議等の場を活用して、投げかけていきたいと考えております。

市・県・国—2 情報公表制度の運用の改善

【提言】 情報公表制度については、利用者と家族が見て分かりやすい内容に改めてほしい

【回答】 事業を所管する神奈川県に要望のあった旨、お伝えいたします。

市・県・国—3 福祉用具貸与の6ヶ月に1回のサービス担当者会議

【提言】 福祉用具貸与の6ヶ月に1回のサービス担当者会議の開催については、期間を定めるものではなく、必要に応じて開催できるよう改めてほしい。

【回答】 福祉用具貸与におけるサービス担当者会議につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚令38）第一三条第二十一号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも六月に一回サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。」とされております。

ご要望の件につきましては、同基準において「少なくとも」とされていること、また、同基準の解釈通知である老企第22号（平成11年7月29日）第一-1にあるとおり、この基準の性格はあくまでも必要最低限度の基準であることを鑑みると、6ヶ月に1回のサービス担当者会議の開催は最低限度の基準（回数）であり、現行の基準及び解釈通知においても、介護支援専門員が必要に応じて開催することは可能であると解します。

なお、平成20年7月23日に厚生労働省老健局振興課から発出されたパブリックコメントにおいて、基準の一部改正により福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催頻度の見直しが行われ、「福祉用具貸与に係るサービス担当者会議については、「少なくとも6月に1回」から、「必要に応じて随時」開催することに改める。」とされ、この改正は平成20年9月1日に施行予定となっております。